# マージン率等に係る情報提供

株式会社アンフォネットジャパン

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
（対象期間：令和4年度（令和4年1月～令和4年12月））

記

1　令和4年12月31日付け派遣労働者数　2 人

2　令和4年度　派遣先事業所数（実数）　2 件

3　令和4年度　労働者派遣に関する料金の平均額　32,500 円
（1日当たりの料金額（8時間労働として計算））

4　令和4年度　派遣労働者の賃金の額の平均額　24,701 円
（1日当たりの賃金額（8時間労働として計算））

5　労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を
控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合　24.00 %

6　同一労働同一賃金対応
労働者派遣法第30条の4第1項に基づき、「労使協定方式」による協定を締結
対象：全派遣労働者、　協定有効期間：2022/4/1～2024/3/31

7　派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口：　管理部　TEL 03-3231-5590（担当：松本）

| 教育訓練内容 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担 | 賃金支給 | 1人当たり年間平均実施時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 初級技術者教育 | 新卒、未経験者 | OJT | 弊社 | 無償 | 有給 | 150時間 |
| 中級以上フォローアップ | 中級以上 | OFF-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 10時間 |
| リーダー教育 | 入社5年目 | OFF-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 4時間 |

8　その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

≪マージン率等の内訳イメージ≫

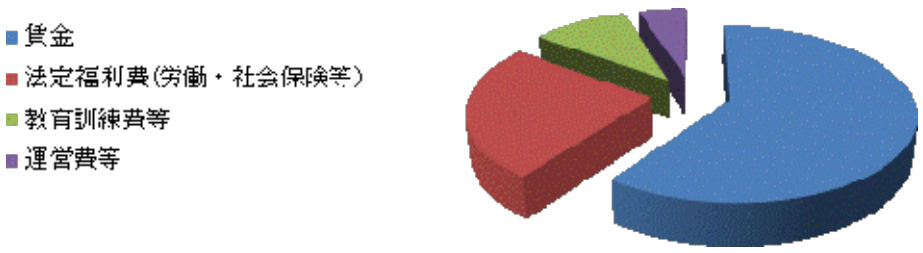


賃金には、残業代・賞与・諸手当に加え、交通費も含めてます。
マージン部分については、下記のとおり①法定福利費、②教育訓練費等、③運営費等が含まれます。

②教育訓練は、主に帰社日の社内ミーティング内で実施するため上記グラフより費用が少なくなります。
③運営費等には、健診費用や会社行事費用の全額会社負担などの福利厚生費も含まれますので、
上記グラフより費用が多くなります。